

消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料軽減拡充(令和 2 年度)について

1 概要

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に基づき、令和元年(2019年)10月以降の消費税率引上げに伴い、低所得者（市民税非課税世帯）について、保険料の軽減を行っていますが、令和 2 年度についても、軽減拡充を行うものです。（令和 2 年度改正分に関する国からの政令の公布は、令和 2 年 3 月末予定）

2 拡充内容

(1) 内容（詳細）

令和元年度は、消費税率の引上げが 10 月からであったことから、軽減率について半年分(1/2)を適用していましたが、令和 2 年度は、通年分の適用を行うように変更するものです。

低所得者（全 18 段階ある所得段階のうち第 1 段階～第 3 段階）の保険料額を変更します。

所得段階		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	軽減率及び額 (※1)
第 1 段階	保険料率	(※2)0.450	0.375	0.300	▲0.150
	保険料額(円)	31,860	26,550	21,240	▲10,620
第 2 段階	保険料率	0.700	0.575	0.450	▲0.250
	保険料額(円)	49,560	40,710	31,860	▲17,700
第 3 段階	保険料率	0.725	0.700	0.675	▲0.050
	保険料額(円)	51,330	49,560	47,790	▲3,540

※ 各段階の保険料額は、基準額（70,800円）×保険料率で算出

※1 平成 30 年度と令和 2 年度の差額

※2 第 1 段階の料率は、平成 27 年度消費税率引上げ時に 0.50 から 0.45 に軽減済

(2) 対象

第 1 号（65 歳以上）被保険者約 91,600 人のうち低所得者（全 18 段階ある所得段階のうち第 1 段階～第 3 段階の約 32,000 人）が対象となります。

令和 2 年度末（2020 年度末）における第 1 号被保険者及び軽減対象者の見込数

所得段階	課税/非課税 区分	課税年金収入額と 合計所得金額の合計額	割合	人数
第 1 段階	世帯全員が 非課税	80 万円以下の方 (※3)	19.5%	17,857 人
第 2 段階		120 万円以下の方	7.6%	6,960 人
第 3 段階		上記以外の方	7.8%	7,143 人
合計			34.9%	31,960 人

※3 他に生活保護受給者、老齢年金受給者も第 1 段階となります。

(3) 軽減額積算（総額）及び公費負担割合及び負担額（介護保険法第 124 条の 2 による）

軽減により生じる保険料の不足分は、以下のとおり国、府、市で負担します。

	負担割合	負担額(千円未満切上げ)
国	1/2	200,667,000 円
府	1/4	100,334,000 円
市	1/4	100,334,000 円
合計		401,335,000 円

3 今後の予定

令和 2 年 5 月定例会に諮った(条例改正)後、保険料本算定（7 月発送予定）から実施予定です。